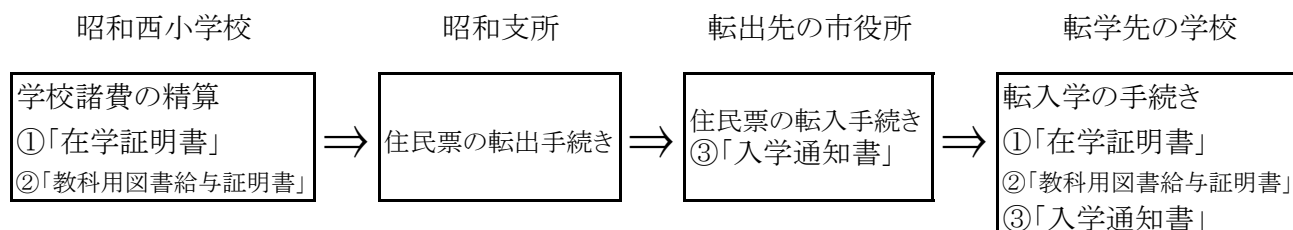


転出の手続きについて

保護者の方は、次の手順に沿って転校の手続きを行ってください。

- 1 転学することが決まったら、まず「いつごろ」「どこへ」転出するのかを、学級担任へ連絡します。
- 2 昭和西小学校で、転学の手続きをします。
「在学証明書」「教科用図書給与証明書」などの転学に必要な書類を受け取ります。
教材費や積立金など、学校諸費の精算をします。
- 3 昭和支所で住民票の転出手続きをします。
- 4 転出先の市役所(区役所、役場)で、住民票の転入手続きをします。
就学中の児童・生徒がいることを申し出て、「入学通知書」を受け取ります。
既に住民票の転入手続きを済ませている場合は、教育委員会の方へ受け取りに行くこともあります。
- 5 転学先の学校へ次の書類を持って行きます。
①「在学証明書」 ②「教科用図書給与証明書」 ③「入学通知書」



保護者へのお願い

- * 年度末、年度始め、夏季・冬季休業中に転学される場合は、学級数に影響がある場合もありますので、転学先の小学校との連携を必要とします。早めにご連絡ください。
- * 住宅の手続きのため、住民票を実際の転居より先に異動させる場合には、「区域外就学許可申請」あるいは「学区外通学許可申請」の手続きを行う必要があります。早めにご連絡ください。
- * 使用する教科書は、市町ごとに決められています。転学先の学校では、昭和西小学校で給与した同じ教科書は給与できません。転居の際には、給与された教科書は必ず持って行ってください。

お問合せ先

- 昭和支所 Tel.33-0011
- 呉市教育委員会学校教育課 Tel.25-3568
- 昭和西小学校 Tel.33-0414